

ヘンリー 2 世における軍事強化

The Military Reinforcements under Henry

川 瀬 進

分野：経済史

キーワード：封建制、フィアード、スキューティジ、アサイズ=オブ=アームズ

目 次

はじめに

フィアード (Fyrd)

スキューティジ (Scutage)

シールド=マネー (Shield-Money)

カルタエ=バロヌム (Cartae Baronum)

アイルランド侵攻

アサイズ=オヴ=アームズ (Assize of Arms)

おわりに

I はじめに

ブロアのステューヴン王 (Stephen de Blois, c. 1096-1154.10.25, 在位 1135-1154) が、1154年10月25日に、病に倒れ死し、ヘンリー 1 世の孫アンジュー伯アンリ=プランタジネット (Henry Plantagenet, Count de Anjou, 1133.3.25-1189.7.6) が、イングランド王に即き、ヘンリー 2 世 (Henry , Curtmantle, 在位 1154-1189) になった。

ヘンリー 2 世即位当時のイングランドでは、ステューヴン王治世時代のアナキー (the Anarchy : 無政府状態) であった。

ヘンリー 2 世の最初の課題は、このアナキーを一掃し、国内秩序を回復させ、経済を安定させることであった。

そのためには、行政改革が、必要であった。

この行政改革には、強い指導力、すなわち王権の強化が必要である。

王権の後ろ盾になるのは、当然、王の軍事力である。

すなわち、イングランド国内の秩序回復のため、ヘンリー2世は、軍力を強化させ、行政、立法、司法を改革しなければならなかった。

国内の秩序が回復すると、治安が良くなり、お金の流れが活発になり、自然と経済が安定してくる。

経済が安定すると、ヘンリー2世の家臣であるテナント=イン=チーフ (tenants-in-chief : 国王からの直接土地保有者 : 直属封臣) またその中で有力者であるバロン (barones : 国王からの有力な直接土地保有者 : 有力直属封臣) が、当然のごとく、潤沢に貨幣を保有することになる。

多くの貨幣を手にしたテナント=イン=チーフやバロンは、結果的に、ヘンリー2世に対し、不平や不満を、言わなくなってくる。

テナント=イン=チーフやバロンからの不平不満が無くなると、封建的指揮命令系統が、スムーズにいき、軍力が強化できる。

そこで、ヘンリー2世は、治安回復のため、まず初めに、戴冠後の翌年1155年から、バロンたちが無許可で建造したすべての城郭を取り壊し始めた¹⁾。

この無許可の城郭は、バロンの権力の象徴であったので、この取り壊しによって、アナキーの元凶であったバロンの戦意を喪失させた。

その取り壊した城郭の代わりに、無防備なマナー=ハウス (Manor House : 領主の館) を、建てさせた。

その次に、ヘンリー2世は、バロン各自がめいめい勝手に持っていた裁判所を閉鎖させ、自身の国家機能が及ぶ国王裁判所クリア=レギス (Curia Regis : 王室法廷) を、イングランド各地に設置しようとした。

このクリア=レギスの各地への設置は、ヘンリー2世が行政改革を行う上で、最重要課題であった。

その設置のために、ヘンリー2世は、曾祖父ウィリアム1世征服王 (William , the Conqueror, c. 1027-1087, 在位 : 1066-1087)²⁾、および祖父ヘンリー1世 (Henry , Beauclerc, 1100-1135)³⁾ が行っていた行政組織のうち、自分の

1) David Hume, *The History of England: from the Invasion of Caesar to The Revolution in 1688*, Vol.1, Reprinted of 1778, ed., LibertyClassics, 1983, p. 301.

2010年6月 川瀬 進：ヘンリー2世における軍事強化

将来計画に役立つものを、すべて取り入れようとした。

具体的には、カウンティ (county : 州) の司法行政を監視した有能なシェリフ (the Sheriff : 州長官) を、イングランド各地に、巡察 (Traverse) させたり、また、裁判行政を強化した裁判官 (justices) を、各地に転々と、巡回 (Circuits) させたりすることであった。

すなわち、ヘンリー2世は、クリア=レギスを、イングランド各地に普及させ、そして、その法廷が国家機関として良く機能しているかを、シェリフや裁判官に、巡察、巡回させていたのである。

また、ヘンリー2世自身も、このクリア=レギスが、良く機能しているかを、査察するために、王領から王領へと、旅していた。

このヘンリー2世が旅しているということは、当然、宮廷も、王領から王領へと移動していた、ということの意味する。

というのは、当時の王室の収入が、現物収入である穀物、肉、その他の生産物であったので、これらを消費する必要上、当然、ヘンリー2世、および彼の王宮が、移動しなければならなかったのである。

また、この移動は、ヘンリー2世の王領が存するイングランドからノルマンディーまで、転々と、行われた。

この移動のため、ヘンリー2世が、当時アンジューで流行していた短いコー

2) 曾祖父ウィリアム1世征服王が行った行政組織の良いところは、カウンティ (county : 州) の司法行政を、自ら直接に登用した有能なシェリフ (the Sheriff : 州長官) に任せるために、彼らを、イングランド各地に、巡察 (Traverse) させたことである。言い換えると、ウィリアム1世治世当初、王位の位置づけが、曖昧であったため、王権の強化のため、すなわち封建制度強化のため、シェリフを各地に巡察させなければならなかったのである。なお、ウィリアム1世は、ウィタン (Witan)、あるいはウィテナジモット (Witenagemot : 賢人評議会) をクリア=レギス (Curia Regis : 王室法廷)、シャイア (the Shire) をカウンティ (the County : 州)、というようにサクソン時代から続いていた行政を改革するとともに、名前も変えた。

3) 祖父ヘンリー1世が行った行政組織の良いところは、法による統治、人民の自由、バロンとの協調を謳った戴冠憲章 (Coronation Charter) の公布、またバロンに課した慣習税を、法的に徴収するために裁判官の巡回 (Judges' Circuits) を、行ったことである。それらを、実行、確認するために、ヘンリー1世は、自ら、イングランド、ノルマンディーを、巡回 (Circuits) した。また、この巡回には、当然、軍事的な意味合いも含まれている。

トを羽織って、馬に乗っていたことから、コートマンテル (Curtmantle : 短いコート) というニックネームがついた⁴⁾。

また、ヘンリー2世は、イングランドの経済発展のため、言い換えると国内商業増進を目的として、1158年に新しい貨幣、すなわちシルバー=コインを鑄造させた。

ヘンリー2世は、スティーヴン王治世時代のアナキーに乗じて、権限を拡大させた教会の裁判権を弱めるために1164年1月、クラレンドン法 (The Constitutions of Clarendon) を発布した。

さらに、ヘンリー2世は、王権強化のために、1166年、告発陪審制度の基礎となったアサイズ=オヴ=クラレンドン (The Assize of Clarendon) を公布した⁵⁾。

この1166年のアサイズ=オヴ=クラレンドンにより、ヘンリー2世は、イングランド国民から、クリア=レギスの権威と評価を高めた。

だが、これに反して、ヘンリー2世の権威と信頼を、失墜させる事件が起こった。

それは、ヘンリー2世の4人の家臣が、当時カンタベリー大司教トマス=ベケット (Thomas Becket, c. 1118-1170.12.29, 在位 1162-1170.12.29) を、1170年12月29日、殺害したことであった。

この殺害に、ローマ教皇アレクサンデル3世 (Alexander , 1159-81) が激怒したため、1164年1月のクラレンドン法が、無効になった。

この無効というのは、重罪を犯した僧侶に対する宗教裁判に、国王ヘンリー2世が、介入できない、ということであった。

カンタベリー大司教トマス=ベケットの殺人者となった、ヘンリー2世は、

4) Allen Andrews, *Kings & Queens of England & Scotland*, Reprinted of 1976, ed., Marshall Cavendish Books, 1994, p. 40.

5) ・David C. Douglas and George W. Greenaway, *English Historical Documents*, Vol.2, Second edition, Reprinted of 1953, ed., Routledge, 1981, p. 440.

・George Burton Adams, *The History of England: from the Norman Conquest to the Death of John (1066-1216)*, in William Hunt and Reginald L. Poole, eds., *The Political History of England*, Vol.2, Reprinted of 1905, ed., AMS Press, Kraus Reprint Co., 1969, p. 283, and p. 320.

2010年6月 川瀬 進：ヘンリー2世における軍事強化

イングランド国内の秩序回復に、どうしても教会の力を、借りなければならなかった。

また、秩序回復のためには、ヘンリー2世は、イングランドの国内経済を安定させ、軍事力を強化し、対外的にも、すなわちウェールズ、アイルランドに対しても強いイングランドに、ならなければならなかった。

そこで、本稿では、ヘンリー2世が、イングランド国内の秩序を回復するために、どのようにして軍事を、強化していったかを考察する。また、その軍事強化が、イングランド経済に、どのような影響を与えたかも、考察する。

Ⅱ フィアード (Fyrd：農兵、民兵、国民軍)

ヘンリー2世が、1154年12月19日、ウェストミンスター=アベイ(Westminster Abbey)で戴冠した後、最初の課題は、スティーヴン王時代のアナークーによって失われた王権の回復と、統制のとれた行政組織の構築であった⁶⁾。

戴冠後のヘンリー2世の領土は、フランス王ルイ7世(Louis , 1137-80)の家臣でありながら、ノルマンディー公、アキテーヌ公、アンジュー伯という称号を持ち、フランス国土の約3分の1強を領有し⁷⁾、かつイングランド王で、イングランドをも所有していた。

なお、これらの領地は、ヘンリー2世の出身地からして、アンジュー帝国とも呼ばれる。

すなわち、戴冠直後のヘンリー2世の課題は、王権を強化させ、イングランド国内の封建制度を強化させ、イングランド国内を統一させ、巨大化したアンジュー帝国を維持、拡大させることであった。

そのために、ヘンリー2世は、ウィリアム1世征服王治世時に存在していた、カウンティ(county：州)の司法行政事務を司る長官シェリフ(the Sheriff：州長官)の任命権を回復させたり、クリア=レギスを、イングランド中に設置

6) E. L. Woodward, *A History of England*, Reprinted of 1947, ed., Cambridge University Press, 1984, p. 27.

7) Cyril E. Robinson, *England: A History of British Progress from the Early Ages to the Present Day*, Thomas Y. Crowell Company, 1928, p. 66.

させたりもした。

なお、ヘンリー2世が、シェリフの任命権を回復させた理由は、バロンたちの職権濫用を防ぐためであった。

1つのカウンティに、1人のシェリフが存在し、そして彼らの具体的な職務は、そのカウンティから、租税を徴収すること、裁判所の長官たる責務を遂行すること、中央政府の意思を伝え、それら履行させるための権力を施行すること、であった。

ただし、これらのシェリフ自身たちは、私的、個人的有利な権力の使用を、ウィリアム1世征服王から派遣された、中央政府の役人にたちによって、抑制、監督されていた⁸⁾。

また、このクリア=レギスは、法的権限を持ち、イングランドの行政を司っていた、国王直属の機関である⁹⁾。

このクリア=レギスを、イングランド中に設置することにより、ヘンリー2世は、封建的バロン(Baron: 国王から直接に封土を受け取っている貴族)たちから、封土の代償である地代、すなわち軍役義務や慣習税を、ドゥームズデイ=ブック(Domesday Book: 国勢調査簿)に基づき、法的に、公平かつ確実に、履行および徴収させることができた。

ヘンリー2世は、このクリア=レギスの設置により、ある程度の戦費が、確保できるようになった。

戦費の確保とともに、王権強化のため、ヘンリー2世は、ウィリアム1世征服王が、取れ入れていたアングロ=サクソン人(the Anglo-Saxon)のフィアード(Fyrd: 農兵、民兵)採用した¹⁰⁾。

このアングロ=サクソン人のフィアードを、ヘンリー2世が採用した理由

8) George Burton Adams, *The Political History of England*, Vol.2, *op. cit.*, p. 58.

9) ウィリアム1世征服王治世時のクリア=レギス(Curia Regis: 王室法廷)の前身は、アングロ=サクソン時代(Anglo-Saxons)の国家最高重要機関ウイタン、ウイテナジモット(the Witan, or the Witenagemot: 賢人評議会)からきている。

10) Cf. Cyril E. Robinson, *England*, *ibid.* p. 49.

・Carl Stephenson, "The Aids of the English Boroughs", *The English Historical Review*, Vol.34, 1919, p. 462.

2010年6月 川瀬 進：ヘンリー2世における軍事強化

は、以下のとおりである。

このアングロ=サクソン人のフィアードは、ウィリアム1世の征服前、すなわちイングランド王ハロルド2世（Harold , c. 1020-1066, 在位：1066.1-1066.10）治世時では、主として農業を行う兵士であった。

このハロルド治世時のフィアードは、騎馬兵でなく、歩兵としての農兵、民兵であった¹¹⁾。

ハロルド2世は、1066年9月25日、イングランド北部、スタムフォード=ブリッジの戦い(the Stamford bridge)において、このフィアードの活躍により、勝利を収めた¹²⁾。

その後、急速、ハロルド2世は、ノルマンディー公ギヨーム2世（Duc de Normandie Guillaume , c.1027-1087：後のウィリアム1世征服王、在位1066-1087）のヘスティングズ(Hestings)の西南ペヴェンジー(Pevensey)の侵攻により、1066年10月16日に、ロンドンに帰らなければならなかった。

このロンドン帰還中に、ハロルド2世は、大方のフィアードを、一旦、解散させた。

この解散理由は、このフィアードが農兵であり、地元に戻り農作業しなければならないし、また彼らは、騎馬兵でなく歩兵であったので、多少足手まといになったからである。

それでも、忠誠心を表すため、ロンドンまで従軍した少数の農兵・民兵フィアードは、かなり疲弊していた。

だが、このフィアードの有能さを見抜いたウィリアム1世征服王は、それを組織化し、組織的に戦える軍、すなわち国民軍としてのフィアード(Fyrd：国民軍)を、徴用した¹³⁾。

11) Richard Glover, "English Warfare in 1066", *The English Historical Review*, Vol.67, 1952, p. 8.

12) Stephen Morillo, *Warfare under the Anglo-Norman Kings 1066-1135*, The Boydell Press, 1994, p. 131.

13) C. Warren Hollister, "The Significance of Scutage Rate in Eleventh- and Twelfth-Century England", *The English Historical Review*, Vol.75, 1960, p. 583, n. 4.

なお、このウィリアム1世征服王の有能な国民軍フィアードは、その後のノルマン王家の諸王たちによっても、軍事力として、採用されていった¹⁴⁾。

ヘンリー2世は、このノルマン王家治世時でのフィアードの活躍を知っていた。

そこで、ヘンリー2世は、このイングランドの有能なフィアードの強化なくして、王権強化はあり得ないと、考え採用したのである。

この有能なフィアードの強化には、当然、安定した軍事費がなければならない。

軍事費を得るには、経済が安定し、確固とした財政収入が得られなければならない。

“経済なくして財政なし”、“経済あつての財政”であるが故に、軍事費を得るには、国内の経済を安定、発展させなければならない。

このような経済的理論を把握したヘンリー2世は、軍事費を含めた安定的な財政収入を得るために、早急に、イングランド国内の秩序の回復に努めた。

また、ヘンリー2世は、国内安定化のために、影響を受けやすい隣国のウェールズ、スコットランド、アイルランドを、イングランドのフィアードと外国人傭兵とで、討伐し、支配下に置かなければならなかった。

そこで、ヘンリー2世は、イングランド国内の秩序回復のために、国民軍フィアードの軍事力を後ろ盾にし、第1に、政治的に、無許可で建造された城郭を、取り壊し、第2に経済的に、商業を活発化させ、経済の安定、発展を図ることを、考えた。

この2つ政策が実行されて初めて、イングランドが経済的に安定し、軍事力の経費が増加し、強国になる道であった。

戴冠後の翌年1155年すぐに、ヘンリー2世は、イングランド王としての地位を固めるため、スティーヴン王治世時に、無許可で建造された城郭を取り壊し始めた¹⁵⁾。

また、この無許可の城郭取り壊しとともに、城郭に住みついていた、外国人

14) C. Warren Hollister, *The English Historical Review*, Vol.75, *ibid.*, p. 583.

15) N. J. G. Pounds, *The Medieval Castle in England and Wales: A Social and Political History*, Cambridge University Press, 1990, p. 53.

2010年6月 川瀬 進：ヘンリー2世における軍事強化

傭兵たちを、国内から追い出した。

この無許可の城郭の取り壊しは、ヘンリー2世に対する反乱を防ぐとともに、王による公共事業であり、王によるお金の流れを創設するためのものであった。

また、この城郭の取り壊しの代わりに、生活を主とした、無防備な石造りのマナー=ハウス (manor house : 領主の館) が、建設され始めた。

このマナー=ハウスは、カウンティ内に、領主が生活するため、教会、キッチン、それ以外の多くのルームが、別々に建てられている館である¹⁶⁾。

さらに、ヘンリー2世は、依然として反抗的であったノーフォーク伯ヒュー (Hugh, Earl of Norfolk)、ヨーク伯ウィリアム (William, Earl of York)、ウェールズ軍のパロン、ヒューモル=ティマ (Hugh Mortimer, Baron of Welsh Marches) から支援を受けていたヘレフォード伯ロジャー (Roger, Earl of Hereford) を鎮圧するため、ナイト (knight : 騎士)、フィアードを引き連れ、遠征に出た¹⁷⁾。

遠征の結果は、成功であった。

その要因は、ヘンリー2世が即位当初からの勢いを継続していたこと、多少とも国民軍フィアードが組織化されていたこと、教会からの支持を得ていたこと、である。

教会に支持に関しては、同年1155年9月に、ヘンリー2世は、ローマ教皇ハドリアヌス4世 (Hadrianus, 1154-59 : Pope Adrian) により、カトリック教会から離反したアイルランドを、法的に討伐する教皇勅書、すなわちラウダビリテル勅書 (The bull Laudabiliter) を、得ていたことから、分かる¹⁸⁾。

この1155年9月のラウダビリテル勅書は、ローマ教皇側からみて、法的に、ヘンリー2世にアイルランドの統治権を与えるとともに、アイルランドの教会をローマ=カトリック教会の統制の下に置くことであった¹⁹⁾。

16) W. Cunningham, *The Growth of English Industry and Commerce*. During the Early and Middle Ages, Fifth Edition, Reprinted of 1882, ed., Cambridge University Press, 1915, p. 295, n. 1.

17) George Burton Adams, *The Political History of England*, Vol.2, *op. cit.*, pp. 260-1.

なお、このラウダビリテル勅書は、アイルランドからローマ教皇への献金を、求めるものであった²⁰⁾。

また、その当時、ヘンリー 2 世の親密な友人は、1084 年に、イングランドにキリスト教の 1 派カルトジオ修道会を持ち込んだ、リンカーンのヒュー (Hugh of Lincoln) であった²¹⁾。

イングランド国内の治安を良くしたところで、ヘンリー 2 世は、経済安定策の 1 政策として、同年 1155 年に、イングランドの首都、「ロンドンのすべての市民に特権や自由な関税」を与えた²²⁾。

特に = ロンドン市内の毛織物職人のギルド (guild : 同職組合) に対して、独占的な特権を認めた²³⁾。

これらの特権を認めるとともに、ヘンリー 2 世は、ロンドン市場へのアクセスをも、改善し、経済発展を推し進めた²⁴⁾。

18) ・ David C. Douglas and George W. Greenaway, *English Historical Documents*, Vol.2, Second edition, Reprinted of 1953, ed., Routledge, 1981, p. 828.

・ 1155 年のラウダビリテル勅書が、ローマ教皇ハドリアヌス 4 世から、いつ発布されたか、分からないが、この勅書を、王の代理ソールズベリー伯ジョン (John of Salisbury) が、1155 年に、ローマから持ち帰り、1155 年 9 月末の第 4 回目の大諮問会 (The Great Council) で、審議されていた。このことから、ラウダビリテル勅書が、1155 年 9 月末以前に、発布されていたことが分かる。そこで、このラウダビリテル勅書の発布の日付を、ヘンリー 2 世が、勅書を目にした 1155 年 9 月末以前の 1155 年 9 月にした。

・ Austin Lane Poole, *From Domesday Book to Magna Carta 1087-1216*, in George Clark, ed., *The Oxford History of England*, Vol.3, Second Edition, Reprinted of 1955, ed., Oxford University Press, 1986, p. 303.

・ George Burton Adams, *The Political History of England*, Vol.2, *op. cit.*, p. 303.

19) Austin Lane Poole, *The Oxford History of England*, Vol.3, *op. cit.*, p. 69.

20) David C. Douglas and George W. Greenaway, *English Historical Documents*, Vol.2, *op. cit.*, pp. 828-9.

21) リンカーンのヒューは、ブルゴーニュのアバロン領主 (lord of Avalon) ウィリアム (William) の息子であり、後のリンカーン司教であった。E. L. Woodward, *A History of England*, *op. cit.*, p. 27, n. 2.

22) David C. Douglas and George W. Greenaway, *English Historical Documents*, Vol.2, *op. cit.*, pp. 1013-4.

23) David C. Douglas and George W. Greenaway, *English Historical Documents*, Vol.2, *ibid.*, pp. 1014-5.

24) Austin Lane Poole, *The Oxford History of England*, Vol.3, *op. cit.*, p. 69.

2010年6月 川瀬 進：ヘンリー2世における軍事強化

この市場へのアクセスを改良するという事は、王室財政の公共投資を行うということである。

つまり、ロンドンやロンドン近郊都市の市民に仕事を与えるということであり、お金の流れを生み、経済循環を、良くするという事である。

これらの特権は、祖父ヘンリー1世の特権より、やや縮小されたものだが²⁵⁾、ロンドン市民には、復興のための良い特権であった。

ロンドン市場のアクセスや、インフラが改善されると、当然、各地から人やモノが、以前よりも急激に、ロンドン市内に入ってくる。

この人やモノが活発に、ロンドン市内に流れていくと、当然、ロンドン商業が活発になり、ロンドンを中心に都市が発生し、発展する。

また、この人やモノが文化を運び、ロンドンが文化の中心となる。

これらのロンドン市民や、毛織物業者への特権は、当時の経済発展に適った政策であり、そのことを、博学で、教養高く、有能なヘンリー2世が、実践しただけであった²⁶⁾。

さらに、ヘンリー2世は、1155年に、イングランド国内の商業を育成させるために、ブリストル市にも特権を与え、ブリストル市の自治権を認めた。

またさらに、ヘンリー2世は、「ブリストルの市民たちに、市民ら、あるいは市民らの商品が行くあらゆる場所において、私のイングランド、ノルマンディー、ウェールズの全土を通じて、取引税、通行税、すべての関税を免除する」²⁷⁾ ことをも認めた。

この取引税、通行税、関税を免除することで、人やモノがロンドン市内にたやすく流通し、商業が活況を呈し、ロンドン市以外の都市も豊かになり、また封建的貴族であるアールやバロンたちも財政的に、豊かになっていった。

これらの税の免除という経済政策においても、ヘンリー2世の有能さが伺える。

25) David C. Douglas and George W. Greenaway, *English Historical Documents*, Vol.2, *ibid.*, p. 1013.

26) Cf. George Burton Adams, *The Political History of England*, Vol.2, *op. cit.*, p. 255.

27) David C. Douglas and George W. Greenaway, *English Historical Documents*, Vol.2, *ibid.*, p. 1032.

1156年1月初旬、ヘンリー2世は、フランス王ルイ7世(Louis , 1137-80)と共謀して²⁸⁾、謀反を企てようとしている実弟、ジェフリー(Geoffrey)を、武力で抑えるために、ノルマンディーに渡った²⁹⁾。

実弟ジェフリーの謀反とは、1151年に亡くなった父ジェフリー5世、プラントジネット(Geoffrey , Plantagenet, 1113-1151)の遺産相続として、アンジュー(Anjou)と、メーヌ(Main)の領地を、要求したことである³⁰⁾。

結果は、1157年、イングランドの封建的家臣であるナイト、フィアードと、外国人傭兵とを引き連れたヘンリー2世の勝利であった。

この1157年の衝突により、ヘンリー2世 vs. ルイ7世のいざこざが、くすぶり始めた。

Ⅲ スキューテイジ(Scutage)、シールド=マネー(Shield-Money)

実弟ジェフリーに対し、勝利を得たヘンリー2世は、1157年4月8日に、イングランドに戻った³¹⁾。

イングランドに戻ったヘンリー2世は、すぐに、ウェールズでの一揆を鎮圧するために、遠征に出なければならなかった³²⁾。

このウェールズへの遠征には、フランスから帰ったヘンリー2世にとって、さらなる軍勢力、および戦費が必要であった。

そこでヘンリー2世は、さらなる軍勢力のために、封建的バロンに対し、平時での1年間40日の軍役奉仕義務を要請した³³⁾。

だが、ヘンリー2世治世時、意図的に軍役奉仕義務を履行しないバロン、意図的ではないが、何某かの理由で、軍役奉仕義務を履行できないバロンが、多く現れ始めた。

28) George Burton Adams, *The Political History of England*, Vol.2, *op. cit.*, p. 249.

29) George Burton Adams, *The Political History of England*, Vol.2, *ibid.*, p. 264.

30) George Burton Adams, *The Political History of England*, Vol.2, *ibid.*, p. 264.

31) Giles Constable, "The Alleged Disgrace of John of Salisbury in 1159", *The English Historical Review*, Vol.69, 1954, p. 71.

32) George Burton Adams, *The Political History of England*, Vol.2, *op. cit.*, p. 267.

33) Stephen Morillo, *Warfare under the Anglo-Norman Kings 1066-1135*, *op. cit.*, p. 73.

2010年6月 川瀬 進：ヘンリー2世における軍事強化

この原因は、ヘンリー2世が、イングランドのみならず、フランス大陸でのアンジュー帝国を維持、拡大させるために、頻繁に争いを繰り返していたからである。

封建的バロンたちにとって、度重なる争いごとは、歓迎されたものではなかった。

平時時での1年間40日の軍役奉仕義務³⁴⁾が、バロンにとって、しだいに財政的に負担になってきたし、またナイトにとっても、肉体的にかなりの負担になってきた。

反対に、ヘンリー2世にとって、戦時での軍役奉仕義務が、1年間2カ月³⁵⁾では、とうてい足りなくなっていた。

また反対に、この戦時中の軍役奉仕義務が、1年間2カ月というのは、もはやバロンにとって、負担の限界にきていた。

だが、封建的バロンである以上、君主のヘンリー2世に対して、軍役義務を果たさなければならない。

でも、バロンにとって、実際、国王に対する1年間40日の従軍は、不可能である。

そこで、ヘンリー2世は、何らかの理由で、この1年間40日の軍役義務を履行できないバロンに対して、それに代わる奉仕義務として、スキューテイジ(Scutage: 軍役免除税)あるいはシールド=マネー(Shield-Money: 楯税)という名の税を、強化しなければならなくなった³⁶⁾。

“課税収入なしには、軍事力強化は、考えられない”のである。

なお、ヘンリー2世治世時に、貨幣課税であるスキューテイジという言葉が出現してきた経緯は、以下の通りである。

このスキューテイジという言葉、およびその内容は、1066年のウィリアム1世征服王が、すでにバロンに対して、下封していた地代封土フーフ=ラント

34) Cyril E. Robinson, *England, op. cit.*, p. 92.

35) Stephen Morillo, *Warfare under the Anglo-Norman Kings 1066-1135, op. cit.*, p. 73.

36) ・Austin Lane Poole, *The Oxford History of England*, Vol.3, *op. cit.*, p. 16.

・Cyril E. Robinson, *England, op. cit.*, p. 92.

(fiefs rentes : 貨幣地代封土) に起因する³⁷⁾。

というのは、この地代封土フーフ=ラントからの貢租は、物納ではなく、金納による貨幣であった、からである。

言い換えると、ウィリアム1世は、バロンに、貨幣地代封土フーフ=ラントを与えることにより、貨幣を徴収していたのである。

また、ウィリアム1世は、軍事力強化のため、アングロ=サクソン時代、クヌート王 (Cnut : カヌート, Canute , 1014-1035) が、自国軍の軍隊、すなわちハウス=カール (House-Carls) あるいはフス=カール (Hus-Carles) を維持するために、封土ではなく、給料として地租デインゲルト (Danegeld) を支払っていた、この地租デインゲルトをも、受け継いだ。

ウィリアム1世は、この貨幣地代封土フーフ=ラント、および地租デインゲルトの徴収により、すなわち貨幣を手にするにより、不定期で非能率的な封建軍隊を改善し、職業的で実践的な傭兵軍隊を、組織させていた。

その後、この貨幣地代封土フーフ=ラントは、ウィリアム2世 (William , Rufus, 在位 1087-1100) 治世時に、スキュテイジム (Scutagium : 軍役免除税) という言葉に変わった³⁸⁾。

なお、その後、このスキュテイジムは、ヘンリー1世 (Henry , Beauclerc, 1100-1135) 治世時に、スキューテイジ (Scutage : 軍役免除税) という言葉に変わった。

このスキューテイジは、ヘンリー1世 (Henry , Beauclerc, 1100-1135) が、自ら自分の意思で、1100年に創始した貨幣による課税であった³⁹⁾。

また、スキュテイジムは、ヘンリー1世が、封建的家臣であるナイトの兵役奉仕 (military service) を履行できない高位聖職者や、バロンに対し課した貨幣上納金でもある。

このスキューテイジ、シールド=マネーは、封建的高位聖職者やバロンたち

37) Stephen Morillo, *Warfare under the Anglo-Norman Kings 1066-1135*, op. cit., p. 17.

38) William A. Morris, "A Mention of Scutage in the Year 1100", *The English Historical Review*, Vol.36, 1921, p. 46.

39) William A. Morris, *The English Historical Review*, Vol.36, *ibid.*, p.45.

2010年6月 川瀬 進：ヘンリー2世における軍事強化

にとって、自分自身、および家臣の危険を回避できるために、違和感なく受け入れられ、イングランド、およびアンジュー帝国に、広まっていった。

このスキューティジ、シールド=マネーを、ヨリ強化することにより、王室財政が安定し、イングランド、および外国人傭兵を雇う戦費の調達が可能となった。

そこで、ヘンリー2世は、領土拡大政策のため、いざこざが絶えなかったウェールズへの遠征を、1157年7月に行った⁴⁰⁾。

また、このウェールズ遠征のため、ヘンリー2世は、自分の意思で、戦費、すなわちイングランド、および外国の傭兵を雇うお金、1157年のスキューティジを、徴収した⁴¹⁾。

ヘンリー2世は、さらに、イングランド北部の治安の安定化のために、前王プロアのスティーヴン王治世時に、スコットランド王マルカム4世 (Malcolm, Maiden, 1142.3.20-1165.12.9, 在位 1153-1165) に奪われた北部境界3地域の領有権を、イングランド軍で、1157年7月に奪回した⁴²⁾。

この北部境界3地域とは、カーライル (Carlisle)、バムボロー (Bamborough)、ニューキャスルー (Newcastle) である⁴³⁾。

1157年7月のウェールズ遠征の結果、1158年に、ヘンリー2世は、北部ウェールズ王レス=アブ=グラフィズ (Rhys ap Gruffydd) を、支配下においた。

だが、ヘンリー2世に対して、反抗的なレス=アブ=グラフィズは、1164年から1165年のウェールズ大暴動に参加している⁴⁴⁾。

ヘンリー2世は、ロンドンやプリストル、そしてそれらの近郊都市の商業を、育成、かつヨリ活発化させるために、1158年、有名なシルバー=コイン (Silver Coin) を、鑄造し、発行した。

40) Giles Constable, *The English Historical Review*, Vol.69, *op. cit.*, p. 70.

41) George Burton Adams, *The Political History of England*, Vol.2, *op. cit.*, p. 269.

42) Austin Lane Poole, *The Oxford History of England*, Vol.3, *op. cit.*, p. 275.

43) Andrew Lang, *A History of Scotland*, Vol.1, Reprinted of 1903, ed., New York: Ams Press, 1970, p. 110.

44) Francis Xavier Martin, *Medieval Ireland*, in Art Cosgrove, ed., *A New History of Ireland*, Vol. 2, Reprinted of 1987, ed., Oxford University Press, p. 66.

いわゆる、小さな十字架が刻んであるティールビー=ペニー「Tealby Penny」という銀貨である⁴⁵⁾。

このティールビー=ペニー「Tealby Penny」のティールビーという名は、ティールビー=ペニーが、1807年に最初に見つかった、イングランド東部リンカーンシャー（Lincolnshire）のティールビーという地名から取った。

ヘンリー2世が、1158年に、新しい貨幣、ティールビー=ペニーを鑄造、発行させたのは、経済発展にかなった政策であった。

というのは、ティールビー=ペニーが、発行されると、モノの取引が簡単になり、かつより多くのティールビー=ペニーを、集積しようとする商人があらわれ、商業圏が拡大し、結果的に、「お金の流れを良くして、商業を活発化させ、経済を良くする」ことができるからである。

イングラン国内の秩序、および経済が、順調に回復、発展するなか、ヘンリー2世の今度の課題は、アンジュー帝国の治安維持、そして拡大であった。

ヘンリー2世は、この課題を、実行するために、1158年8月にフランスに渡った。

ヘンリー2世は、フランス王国ではルイ7世の家臣であるが、領土的には、はるかにルイ7世よりも広大な領地を所有している。

そこで、ヘンリー2世は、フランス王ルイ7世との対等関係を保つため、すなわち友好同盟を得るために、自分の二男、長男が早死にしたので、法的には実質的に長男の権利を得ているヤング=ヘンリー（the Young Henry, 1155.2.28-1183.6.11）と、ルイ7世の2番目の妃との王女マルグリット=ドゥ=フランス（Marguerite de France : Margaret of France, 1158-1197）との婚約を、取り付けた⁴⁶⁾。

その実行とは、フランス王国のなかで、4分の1の領土を支配するトゥールーズ伯レーモン5世（Raymond , Comte de Toulouse）への攻撃である⁴⁷⁾。

このトゥールーズ伯レーモン5世の領土は、ヘンリー2世の妃で、気性の激

45) P. Grierson, "Short Notices", *The English Historical Review*, Vol. 68, 1953, pp. 128-9.

46) George Burton Adams, *The Political History of England*, Vol.2, *op. cit.*, p. 267.

47) George Burton Adams, *The Political History of England*, Vol.2, *ibid.*, p. 268.

2010年6月 川瀬 進：ヘンリー2世における軍事強化

しいアキテーヌの女子相続人アリエノール=ダキテーヌ(Aliénor d'Aquitaine : Eleanor of Aquitaine, 1122-1204)⁴⁸⁾ の故郷南部に位置するところであった。

この巨大なトゥールーズ伯爵領は、公爵であるアリエノール=ダキテーヌの祖父、父が宗主権を有していた領地であった。

アキテーヌの女子相続人アリエノール=ダキテーヌが、ルイ7世と結婚することによって、このトゥールーズ伯爵領に対する宗主権が、夫であるルイ7世に移った。

だが、アキテーヌの女子相続人アリエノール=ダキテーヌが、1152年に、ルイ7世と離婚し、同年ヘンリー2世と再婚したことによって、このトゥールーズ伯爵領に対する宗主権が、夫のヘンリー2世に移った⁴⁹⁾。

この巨大なトゥールーズ伯爵領は、昔からアキテーヌの国境近くで争いを繰り返していた。

そこで、トゥールーズ伯爵領に対して、法的に宗主権を得たヘンリー2世は、トゥールーズ伯レーモン5世を攻撃するために、1159年夏、軍隊を派遣することを決定した⁵⁰⁾。

この決定に際して、ヘンリー2世は、戦費として、バロンたちに対し、1159年の“スキューテイジ=オヴ=トゥールーズ (the Scutage of Toulouse)”を徴収した⁵¹⁾。

だが、1159年夏、ヘンリー2世が企てたトゥールーズ伯レーモン5世への侵攻は、失敗に終わった⁵²⁾。

この失敗の要因は、フランス王ルイ7世が、自国領土の危機的状況を察し、

48) アキテーヌの女子相続人アリエノール=ダキテーヌ妃の気性の激しさは、彼女が、アンリ=プランタジネット(後のヘンリー2世)と再婚したことからわかる。というのは、彼女は、もともと、ルイ7世のお紀さきであった。そのお紀さきであるアリエノール=ダキテーヌが、11歳年下のアンリ=プランタジネットと、不倫の結果、再婚したからである。Cf. Austin Lane Poole, *The Oxford History of England*, Vol.3, *op. cit.*, p. 326.

49) George Burton Adams, *The Political History of England*, Vol.2, *op. cit.*, p. 268.

50) George Burton Adams, *The Political History of England*, Vol.2, *ibid.*, p. 268.

51) George Burton Adams, *The Political History of England*, Vol.2, *ibid.*, p. 270.

52) Austin Lane Poole, *The Oxford History of England*, Vol.3, *op. cit.*, p. 326.

トゥールーズ伯レーモン5世を支援するために、自らフランス軍を引き連れ、トゥールーズに入っていたからである⁵³⁾。

ルイ7世のトゥールーズ伯レーモン5世に対する支援は、当然、自国フランス国土に対し、大きな脅威を与えているヘンリー2世の領土拡大を、防ぐためであった。

ヘンリー2世は、ルイ7世との直接対峙を避けるために、1160年、自身の実質的長男ヤング＝ヘンリーと、ルイ7世と2番目の王妃との間の王女マルグリット＝ドゥ＝フランスとの挙式を上げることにより、同盟を結んだ⁵⁴⁾。

挙式を上げるといっても、両者は、非常に幼子であったので、同盟を結ぶための、形式的なものであった。

ヘンリー2世が、スキューテイジ(Scutage)、あるいはシールド＝マネー(Shield-Money)を、自身の所有している土地を、封土として、下封したテナント＝イン＝チーフ、またその中で有力者であるバロンから、徴収した本来の目的は、広大なフランス領土を維持するため、言い換えるとフランスで戦うため、外国人傭兵を、雇うためであった。

この軍役免除税であるスキューテイジ、あるいはシールド＝マネーは、テナント＝イン＝チーフ、およびバロンにとっても都合良かった。

というのは、テナント＝イン＝チーフ、およびバロンにとって、このスキューテイジ、あるいはシールド＝マネーの支払いにより、ヘンリー2世への従軍により莫大な経費をかけなくても済んだからであり、また、自身の家臣であるナイトを、死亡させたり、傷つけさせたりしなくても済んだからである。

さらに、この軍役免除税であるスキューテイジ、あるいはシールド＝マネーは、テナント＝イン＝チーフ、およびバロンにとって、自身の領土の軍事力安定化のため、役立ったからである。

スキューテイジ、あるいはシールド＝マネーが、イングランドで広まるにつれて、国王であるヘンリー2世と、家臣であるテナント＝イン＝チーフ、およ

53) Austin Lane Poole, *The Oxford History of England*, Vol.3, *ibid.*, p. 326.

54) George Burton Adams, *The Political History of England*, Vol.2, *op. cit.*, p. 271.

2010年6月 川瀬 進：ヘンリー2世における軍事強化

びバロンとの封建的結びつきが、しだいに弱くなっていった。

IV カルタエ=バロヌム (the Cartae Baronum : バロン回答書)

ヘンリー2世は、スティーヴン王治世時代のアナーキーに乗じて、権限を拡大させてきた教会の裁判権に、しだいに危機感を持ち始めた。

その危機感とは、重罪を犯した聖職者が、宗教裁判所において、その罪に対し、重刑に処せられることなく、悔い改めるか、罰金において、事が済んでいたからである。

そこで、ヘンリー2世は、この教会裁判権を弱め、王権を回復させるために1164年1月、クラレンドン法 (The Constitutions of Clarendon) を発布した。

その内容は、重罪を犯した聖職者が、宗教裁判所で、有罪と判決されたならば、その重罪犯は、再度、国王裁判所で裁かれるということである。

この1164年1月のクラレンドン法に対して、重罪犯は、1つの罪で2つ裁判、2つの刑罰を受けるべきではないとして、カンタベリー大司教トマス=ベケットは、猛反発した。

重罪犯が、2重の危険=Double Jeopardy) に晒されるべきではない、と猛反発したものの、身の危険を感じたカンタベリー大司教トマス=ベケットは、この1164年1月のクラレンドン法の誓約書に、署名した。

だが、この署名は、強制されたものであり、無効だとして、カンタベリー大司教トマス=ベケットは、ローマ教皇アレクサンデル3世に、直訴した。

この直訴に対して、ローマ教皇アレクサンデル3世は、カンタベリー大司教トマス=ベケットを支持し、解誓約を容認した。

当時の法律として、ローマ教皇に、直訴してはいけないことになっている。

法律を無視したカンタベリー大司教トマス=ベケットに対して、ヘンリー2世は、1166年2月頃に、王権回復のため、刑事訴訟手続きに対処するアサイズ=オヴ=クラレンドン (The Assize of Clarendon : クラレンドン条例) を公布した⁵⁵⁾。

ヘンリー2世は、この1166年2月頃のアサイズ=オヴ=クラレンドンを、ス

ムーズに行うために、ヘンリー 1 世治世時に行われていたこと、すなわち裁判官 (justices) が、イングランドの各カウンティを巡回すること⁵⁶⁾、を復活させた。

言い換えると、ヘンリー 2 世は、刑事訴訟手続きに対処するアサイズ=オヴ=クラレンドンにより、イティネラント=ジャスティス (itinerant justices : 巡回裁判官) を、各カウンティ (county : 州) に派遣させたのである⁵⁷⁾。

この巡回裁判官イティネラント=ジャスティスは、シェルフと共に、最近の犯罪を調査するために、カウンティの裁判所で審問 (inquest) を行った。

その審問手続きは、巡回裁判官イティネラント=ジャスティスが、カウンティの各ハンドレッドから 12 人、各ハンドレッドの各ヴィル (vill) から 4 人ずつ、法律上資格のある民間人を、大陪審の陪審員 (juries of presentment) として任命し、彼らに宣誓させ、そして彼らに強盗、殺人、窃盗の犯罪者を告発させることであった⁵⁸⁾。

また、ヘンリー 2 世が、このアサイズ=オヴ=クラレンドンを施行したことは、イングランド裁判史上、画期的な出来事であった。

というのは、アサイズ (Assize) という立法が、陪審裁判の中に新しい手続き、すなわち改革を、もたらしたからである⁵⁹⁾。

なお、このイティネラント=ジャスティス (itinerant justices : 巡回裁判官) という言葉は、1170 年代前には、使われていなかった⁶⁰⁾。

また、このイティネラント=ジャスティスという言葉は、その後、ジャスティス=イン=エヤー (Justices in Eyre : 巡回裁判官) という言葉に変わっていった⁶¹⁾。

55) ・ Austin Lane Poole, *The Oxford History of England*, Vol.3, *op. cit.*, p. 205.

・ David C. Douglas and George W. Greenaway, *English Historical Documents*, Vol.2, *op. cit.*, p. 440.

・ George Burton Adams, *The Political History of England*, Vol.2, *op. cit.*, p. 320.

56) Cyril E. Robinson, *England, ibid.*, p. 57.

57) C. Warren Hollister, *Henry I*, Reprinted of 2001, Yale University Press, 2003, p. 358.

58) Cf. David C. Douglas and George W. Greenaway, *English Historical Documents*, Vol.2, *op. cit.*, pp. 440-441.

59) Cf. David C. Douglas and George W. Greenaway, *English Historical Documents*, Vol.2, *ibid.*, p. 440.

60) C. Warren Hollister, *Henry I, op. cit.*, p. 358.

2010年6月 川瀬 進：ヘンリー2世における軍事強化

巡回裁判官ジャスティス=イン=エヤーは、カウンティで起こった刑事訴訟を、そのカウンティで司法行政事務を司っている州長官シェリフとともに、解決させていった。

1166年2月頃のアサイズ=オヴ=クラレンドンにより、王権回復を目指したヘンリー2世は、今度は、1166年3月に、王権を強化させるために、すなわち封建的責務である軍事奉仕の指揮命令系統を、明確にするために、バロンに対し、カルタエ=パロヌム (the Cartae Baronum : バロン回答書) を、実施した⁶²⁾。

このカルタエ=パロヌムは、ヘンリー2世が、父ヘンリー1世の死亡前後に、テナント=イン=チーフ、すなわちバロンに対し、バロン自身の領地を下封したナイトの氏名と人数とを、調査、回答させたものを、まとめたものである。言い換えると、バロンが調査、回答したものを、まとめたものが、カルタエ=パロヌムと呼ばれるものである⁶³⁾。

また、このカルタエ=パロヌムは、当然、カウンティ (county : 州) の司法行政事務を司る州長官シェリフを通じて行われ、財務府 (the Exchequer) に、提出された。

ここで1つ注意しなければならないことがある。

それは、このカルタエ=パロヌムが、バロン自身の土地を下封して、ナイトの領地にした回答書である、ということである。

言い換えると、国王自身の土地を下封して、バロンの領地にした回答書でない、ということである。

さらに言い換えると、国王の領地を、封土として下封し、バロンの領土になり、そのバロンの領地を、封土として再下封して、ナイトの領土にした、すなわちその再下封されたナイトの領土に対する回答書ということである。

バロンから下封された領地を、授封しナイトフィー (knight's fee : 騎士領)

61) C. Warren Hollister, *Henry I, ibid.*, p. 359.

62) Austin Lane Poole, *The Oxford History of England*, Vol.3, *op. cit.*, pp. 13-14.

63) ・Austin Lane Poole, *The Oxford History of England*, Vol.3, *ibid.*, p. 13.

・J. H. Round, "The Introduction of Knight Service into England", *The English Historical Review*, Vol. 6, 1891, p. 424.

にしたナイトは、このカルタエ=バロヌムにより、自分の氏名が、はっきりとカルタエに明記されることにより、バロンとの封建的臣従関係が、ヨリ堅固にならざるを得なかった。

バロンに対するカルタエの質問事項は、下記の4つである⁶⁴⁾。

- (1)(ヘンリー1世の死亡時期に)“旧下封によって”、あなたの土地を、下封したナイトは、何人いますか？
- (2)(1135年以降)“新下封によって”、下封したナイトは、何人いますか？
- (3)“あなたの領地に”(直領地)、何人のナイトが、いますか：すなわち、あなたが下封したナイトに加えて、あなたが国王に対して、負わなければならないナイト役の総数を、作成するために、調査したナイトは、もしいたとしたら、何人いますか？
- (4)あなたのナイトの名前は、何と言いますか？

以上4つの質問事項は、法的命令によるものであり、バロンたちは、真摯に回答しなければならなかった。

ではなぜ、1166年3月に、ヘンリー2世が、カルタエ=バロヌム(the Cartae Baronum：バロン回答書)を、実施したのであろうか。

ただ単に、軍隊を統制するだけのために、実施したのであろうか。

もし、軍隊を統制するだけであつたら、この1166年時でなく、もっと早い時期に、カルタエ=バロヌムを、実施した方が、良かったのではなからうか。

というのは、ヘンリー2世が、1154年にイングランド王に即位した翌年から、無許可で築城されたバロンの城郭を取り壊し始めた時点で、このカルタエ=バロヌムを、実施した方が良かったと思えるからである。

だが、ヘンリー2世は、あえてこの1166年3月に、このカルタエ=バロヌムを実施した。

その理由は、2つあるように思われる。

1つ目は、ヘンリー2世治世時から復活した裁判官の巡回裁判制度が、バロ

64) David C. Douglas and George W. Greenaway, *English Historical Documents*, Vol.2, *op. cit.*, p. 968.

2010年6月 川瀬 進：ヘンリー2世における軍事強化

ンの立法権を制限していて、しだいにバロンから不満が、生じ始めてきたからである。

2つ目は、民生上の立法権を制定した1164年1月のクラレンドン法において、教会の管轄領域での教会裁判権を制限することにより、教会関係者から、反発が生じ始めたからである。

バロンたちや教会関係者たちの不満や反発は、実際に法律を施行させていた各カウンティのシェリフたちが、身をもって感じていたことであり、その報告は、当然、ヘンリー2世にも、危機感として感じていたことであった。

大陸の封建制度と、イングランドの封建制度とは、制度上根本的な違いがあった。

大陸の封建制度は、「国王の家臣は下臣であり、家臣の下臣は国王の家臣ではない。」ということである。

国王の有事の際、家臣の下臣は、駆け付けなくてもよい、ということである。イングランドの封建制度は、「国王の家臣は下臣であり、家臣の下臣も国王の下臣である。」ということである。

具体的には、「ヘンリー2世の家臣は、バロンであり、バロンの下臣は、ナイトであり、バロンの下臣であるナイトもヘンリー2世の下臣である。」ということである。

ヘンリー2世の有事の際、ナイトは、駆けつけなければならない、ということである。

すなわち、ヘンリー2世は、イングランドの封建制度を、再度引き締めるために、カルタエ=バロヌムを実施したのである。

また、このカルタエ=バロヌムは、ヘンリー2世が危機感を持って施行したために、バロンたちにとって、逃れられない回答命令書になった。

このカルタエ=バロヌムを、バロン伝え、周知徹底させたのは、各カウンティの各シェリフたちであった。

このシェリフは、バロンから影響を受けなく、また一般の役人であり、さらにヘンリー2世から任命された人である⁶⁵⁾。

言い換えると、ヘンリー2世から任命されたこのシェリフが、バロンと利害関係がない一般の役人であるが故に、カルタエ=バロヌムを、バロンたちに周知徹底させることができた。

また、このカルタエ=バロヌムを、バロンたちに、ヨリ好意的に受け入れられ、バロンたちから不満が出ないように、ヘンリー2世は、1170年に、インクエスト=オヴ=シェリフ (the Inquest of Sheriff : シェリフの審問) を、発布した⁶⁶⁾。

このシェリフ審問インクエスト=オヴ=シェリフが、発布された背景には、カウンティの中で、職権濫用によりバロンよりも権力を持ったり、ヘンリー2世へ上納するべき租税をごまかしたりして、私腹を肥やしていたシェリフだが、現れ始めたからである。

イングランド国内経済が、多少、安定したところで、ヘンリー2世の経済発展に、水を差す事件が起こった。

それは、カンタベリー大司教トマス=ベケットを、1170年12月29日午後、カンタベリー大聖堂の北東翼廊 (the north-west transept)⁶⁷⁾ で、ヘンリー2世の4人の家臣・騎士、レジナルド=フィザース (Reginald FitzUrse)、ウィリア

65) ヘンリー2世から任命されるシェリフは、バロンと利害関係のない、一般の役人である。征服王ウィリアム1世が、アングロ=サクソン時代からのシャイアの世襲的シェリフを一掃して、1071年までに大部分、自身が引き連れてきたノルマンディー人に、取って代わらせた。ノルマンディーのシェリフは、任命当初、一生懸命働いたが、やがて力を持ち、特権を得るようになってから、バロンと利害関係を持ち、カウンティで、私腹を肥やすようになった。プロアのスティーヴン王以降、内乱が終結した以降も、世襲的なシェリフが生き残り、ヘンリー2世の指揮命令系統に、障害が生じた。そこで、ヘンリー2世は、封建的な指揮命令系統を徹底させるために、バロンと利害関係のない、一般の役人を、シェリフに任命したのである。

66) Austin Lane Poole, *The Oxford History of England*, Vol.3, *op. cit.*, p. 389.

67) Christopher Harper-Bill, *Saint Thomas Becket*, Reprinted of 1990, ed., Cathedral Enterprises Ltd., 2001, p. 2.

・大司教トマス=ベケットが殺害された、カンタベリー大聖堂の北東翼廊に、現在、「殉教者・トマス=ベケットの祭壇」が設けられており、彼の死を悼んで、小さなロウソクが絶えない。なお、祭壇に向かって右手にクリプト (the Crypt : 地下室) に行ける階段がある。さらにまた、大聖堂の北東翼廊端手前にコロナ礼拝堂 (the Corona Chapel : 頭に冠を被っている礼拝堂=4人の刺客の剣によって切り取られた、トマス=ベケットの頭部が安置されている礼拝堂) がある。

2010年6月 川瀬 進：ヘンリー2世における軍事強化

ム=ドゥ=トレシー (William de Tracy) ヒュー=ドゥ=モーヴィル (Hugh de Morville) リチャード=ル=ブルトン (Richard le Breton) たちが、殺害したことである⁶⁸⁾。

この殺害は、ヘンリー2世の命を受けたと思った、騎士4人の早とちりであった。

騎士4人の早とちりにしても、結果は、カンタベリー大司教トマス=ベケットの殺害であり、結果責任は、ヘンリー2世にある。

教会の力を借り、イングランド国内の秩序回復に立ちあがったヘンリー2世だが、トマス=ベケットの殺害により、自己の意思とは、まったく逆効果になってしまった。

イングランド国内の秩序回復には、国民的感情として、どうしても教会の力、すなわちローマ=カトリック教会の力を借りなければならない。このことは、ウィリアム1世がイングランドを征服したとき、巧みに教会と武力を、利用してことから分かる。

この教会の力というものを、ヘンリー2世は、十分に理解しているはずである。

況して、カンタベリー大司教トマス=ベケットの殺害により、ローマ教皇アレクサンデル3世 (Alexander , 1159-81) から、破門されたとしたら、イングランド国内の秩序回復どころか、ヘンリー2世自身の身の安全をも、脅かされてしまう。

このような状況を即断したヘンリー2世は、破門を避けるために、ローマ教皇アレクサンデル3世に対して、1155年9月にローマ教皇ハドリアヌス4世 (Hadrianus , 在位1154-59) から許可を得ていたラウダビリテル勅書 (The Bull Laudabiliter) すなわちカトリック教会から離反したアイルランドを支配下に置く、「アイルランド討伐」を、本格的に実行に移すことにした⁶⁹⁾。

すなわち、ヘンリー2世は、教会からの破門を回避させるために、「アイル

68) Austin Lane Poole, *The Oxford History of England*, Vol.3, *op. cit.*, p. 214.

69) ・Austin Lane Poole, *The Oxford History of England*, Vol.3, *ibid.*, p. 303.

・George Burton Adams, *The Political History of England*, Vol.2, *op. cit.*, p. 297.

ランド討伐」を、1171年に、ローマ教皇に約束したのである。

また、ヘンリー2世は、トマス=ベケット殺害による懺悔の意を表すために、ローマ教皇に対して、トマス=ベケット殺害の直接原因となった「クラレンドン法」を破棄すること、カンタベリー大司教職に対して没収した「大司教財産」を返還すること、キリスト教の墓と巡礼者とを護る「テンプル騎士団 (the Templars) への寄進」を、約束した⁷⁰⁾。

これらの約束を実行するにあたっては、当然考えなければならないことは、イングランドの王室財政のことである。

王室財政が逼迫していれば、「アイルランド討伐」、「テンプル騎士団への寄進」は、不可能なことである。

イングランド経済が安定していて、十分な財政収入の見込みがあって、初めて上記2つの約束が可能となるのである。

特に「アイルランド討伐」には、確固たる財政収入がない限り、実現不可能なことである。

言い換えると、確固たる財政収入は、カルタエ=パロヌムを、ヨリ厳格に実行することにより可能となり、その結果、初めて本格的に、カトリック教会から離反したアイルランド討伐が、できるのである。

だが、「アイルランド討伐」に関して、ローマ教皇アレクサンデル3世が意図していたのと、ヘンリー2世が意図していたのとは、違っていた。

アイルランドを討伐するという結果は、同じであったが、双方の目的には、若干の違いがあった。

すなわち、双方の違いは、以下の通りである。

ローマ教皇アレクサンデル3世の意図は、アイルランドを、カトリック教に改宗するための「アイルランド討伐」であった。

だが、ヘンリー2世の意図は、1170年にアイルランドのレンスター王 (King of Leinster in Ireland) を継承した、ウェールズのペンブローク伯リチャード=ドゥ=クレア (Richard de Clare, 2nd Earl of Pembroke, 1130-1176.4.20 : 愛称、ス

70) George Burton Adams, *The Political History of England*, Vol.2, *op. cit.*, p. 300.

2010年6月 川瀬 進：ヘンリー2世における軍事強化

トロングボウ Strongbow：強弓)の勢力拡大を防ぐためのアイルランド侵攻であった⁷¹⁾。

ヘンリー2世の政治的決断は、ウェールズのペンブローーク伯リチャード=ドゥ=クレア(ストロングボウ)が、アイルランドのレンスター王になるまでは、アイルランドをカトリック教に改宗するための、アイルランド討伐であったが、彼がレンスター王になった以後は、アイルランド侵攻へと変わっていった。

このヘンリー2世の意思の変化は、アイルランドに、プランタジネット(Plantagenet)王家と相反するアングロ=ノルマン(Anglo-Norman)王家が成立することの危機感からである。

V アイルランド侵攻

このアイルランド侵攻は、ヘンリー2世の軍事を強化するうえで、重要な役割を果たしているので、経緯を考察する。

12世紀のアイルランドは、ローマ教皇の管轄下であり、ローマ教会の所領であった。

だが、そのアイルランドでは、キリスト教国から隔離されていて、文明と学問が低く、小国家の国王たちが、アード=リー(Ard-ri：上王、ハイ=キング High-king)を巡って、激しい勢力争いを続けていた。

12世紀中葉、この勢力争いで、レンスター王ダーモット=マクマロー(Dermot MacMurrough: Diarmid MacMurchada, c. 1110-1171.5)が、当時アード=リーであったローリー=オコナー(Rory O'Connor: Ruaidrí Ua Conchobair, 在位 1166-1198, コナート王であり、アイルランド最後のアード=リー)を中心とした連合軍に、

71) アイルランド侵攻という軍事行為は、カトリック教会から離反したアイルランドを支配下に置くという1155年のラウダビリテル勅書による。この1155年当時のアイルランドの教会区は、1152年ケルズ(Kells)で開催された宗教会議において、4つの司教座、アルスター(Ulster)、コナート(Connaught)、レンスター(Lenster)、マンスター(Munster)に区分されていた。この4つの司教座地域は、アイルランドの軍事、政治、文化の中心地であった。言い換えると、この4つの司教座がある小王国を、多く掌握することによって、アイルランドでの実力のあるアード=リー(Ard-ri：上王、ハイ=キング High-king)が、決定されたのである。

1166年8月に、アイルランドから追放された。

追放されたダーモット=マクマローは、失ったレンスター王国を取り戻すために、すなわちヘンリー2世に助けを求めるために、アイルランドと交易のあるイングランドの商業都市ブリストル(Bristol)に行った。

だが、そのブリストルに、ヘンリー2世が居なかったので、ダーモット=マクマローは、即、フランスに行った。

ダーモット=マクマローは、フランスのアキテーヌ(Aquitaine)で、ヘンリー2世を見つけた。

このアキテーヌで、ダーモット=マクマローは、ヘンリー2世に対し、‘臣従の礼’を行い、ヘンリー2世に、援助を乞うた⁷²⁾。

‘臣従の礼’に対し、ヘンリー2世は、ダーモット=マクマローに、援助を約束した。

援助、すなわちヘンリー2世は、自らの軍を遠征軍として、アイルランドに向かわせなければならなかったが、アキテーヌ南部、トゥールーズ(Toulouse)の治安維持のため、この地を離れることができなかった。

そこで、ヘンリー2世は、ダーモット=マクマローの援助として、ブリストルでの自らのバロンに対して、アイルランドへの遠征に出向くようにと書簡を送った⁷³⁾。

言い換えると、ダーモット=マクマローは、ヘンリー2世から、イングランド内のバロンたちに対し、援軍として、ナイト(Knight: Anglo-Norman)を徴募する約束を、取り付けた⁷⁴⁾のである。

ダーモット=マクマローは、すぐに、ブリストルに行き、アイルランド遠征への徴募を行った。

だが、ヘンリー2世の書簡にもかかわらず、ブリストルの援軍徴募では、兵

72) Austin Lane Poole, *The Oxford History of England*, Vol.3, *op. cit.*, p. 304.

73) Austin Lane Poole, *The Oxford History of England*, Vol.3, *ibid.*, p. 304.

74) Katharine Simms, *The Norman Invasion and Gaelic Recovery*, in R. F. Foster, ed., *The Oxford Illustrated History of Ireland*, Reprinted of 1949, ed., Oxford University Press, p. 57.

士が集まらなかった。

というのは、イングランド内のバロンたちにとって、ヘンリー2世に従軍するならば、封建的軍事奉仕義務により、ヘンリー2世の意思に従わなければならなかったが、ダーモット=マクマローを助けるための従軍では、封建的軍事奉仕義務を、果たす必要がなかったからである。

これに対して、ダーモット=マクマローは、ウェールズにて、常にウェールズ人と戦闘を続け、国家に対して帰属意識の薄いアングロ=ノルマン人たちに目を付けた。

というのは、1066年のウィリアム1世征服王以来、ウェールズ人と交戦を続けているアングロ=ノルマン人たちは、ノルマンディー出身で、ウェールズにて、現地での貴族との結婚により、フランス、イングランド、ウェールズへの帰属意識が薄らぎ、さらにその子孫になると、イングランドへの帰属意識が、一層、薄らいでいたからである。

すなわち、ダーモット=マクマローは、ヘンリー2世に対し、忠誠心薄いアングロ=ノルマン人たちに、援軍を求めたのである。

上記の条件に適い、そしてヘンリー2世の書簡に、初めに乗じたのがウェールズのペンブローク伯リチャード=ドゥ=クレア(ストロングボウ)であり、ダーモット=マクマローは、彼と接触し、自らがレンスター王に復帰した時、レンスター王国の継承者である娘イーファ(Aoife: エヴァEva)との結婚を条件に、援軍の約束を取り付けた⁷⁵⁾。

ウェールズのペンブローク伯リチャード=ドゥ=クレア(ストロングボウ)が、実際にアイルランドへの遠征行動を起こしたのは、1170年の夏以降である。

なぜ、ウェールズのペンブローク伯リチャード=ドゥ=クレア(ストロングボウ)が、即、実行に移さなかったかということ、ヘンリー2世からの信頼を失っていて、王室裁判所から嫌われていたからである⁷⁶⁾。

その間に、ダーモット=マクマローは、2人のアングロ=ノルマン貴族に、

75) Austin Lane Poole, *The Oxford History of England*, Vol.3, *op. cit.*, pp. 304-305.

76) Austin Lane Poole, *The Oxford History of England*, Vol.3, *ibid.*, p. 305.

接触できた。

すなわち、ロバート=フィツ=スティーヴン (Robert Fitz-Stephen) と、モーリス=フィツ=ジェラルド (Maurice Fitz-Gerald) である。

ダーモット=マクマローは、彼ら2人に対し、それぞれ自らの王国の1部を譲渡するという条件で、援軍の約束を取り付けた。

ウェールズの援軍約束を、十分に取り付けたダーモット=マクマローは、1167年8月に、アングロ=ノルマンで、ペンブローック出身のナイトであるリチャード=フィツ=ゴッデバート (Richard Fitz-Godebert) を伴って、アイルランドに戻った⁷⁷⁾。

このリチャード=フィツ=ゴッデバートの軍隊は、少数の弓兵と重騎兵、少なくともウェールズの職業軍人1人、すなわちレス=アプ=グラフィズ (Rhys ap Gruffydd) の息子で構成されていた。

アイルランドに戻ったダーモット=マクマローは、フェンズ (Ferns) 地域で、勢力を回復したが、昔ながらの仇敵アード=リーのローリー=オコナーに見つかり、レス=アプ=グラフィズの息子が殺害され、服従させられてしまった⁷⁸⁾。

生命の危険を感じたダーモット=マクマローは、援軍を要請していたウェールズのバロンやナイトに、大至急アイルランドに来るように、同伴していたリチャード=フィツ=ゴッデバートを、ウェールズに使わした。

その2年後、1169年5月1日、最初やって来た援軍傭兵は、ロバート=フィツ=スティーヴンであり、彼は、ナイト30名、重騎兵60名、弓兵300名を引き連れ、パイキングが築いた海港都市アイルランド南部のウォーターフォード (Waterford) に近い、バンナウ島 (Bannow Island) に上陸した。

ほぼ同時に、協力的な援軍傭兵は、モーリス=ドゥ=ブレンダギャスト (Maurice de Prendergast) であり、彼は、ナイト10名超、弓兵60名を、引き連れ、バンナウ島に来た。

1169年5月2日、モーリス=フィツ=ジェラルドが、ナイト10名、重騎兵

77) Francis Xavier Martin, *A New History of Ireland*, Vol. 2, *op. cit.*, p. 66.

78) Francis Xavier Martin, *A New History of Ireland*, Vol. 2, *ibid.*, p. 66.

2010年6月 川瀬 進：ヘンリー2世における軍事強化

30名、弓兵100名を、引き連れ、パンナウ島にやって来た⁷⁹⁾。

さらに援軍として、1169年に、ヘンリー2世に対し反抗的で、かつ彼から国外出国を禁じられていたペンブローク伯リチャード＝ドゥ＝クレアが、ウォーターフォードに上陸して来た。

ペンブローク伯リチャード＝ドゥ＝クレアの援軍は、兵士1,500名であった。

ペンブローク伯リチャード＝ドゥ＝クレアの活躍により、アイルランド南部のウォーターフォード(Waterford)と、ダブリンとが制圧され、ダーモット＝マクマローがレンスター王に復位し、その後、ダーモット＝マクマローが、1171年5月、61歳、フェンズで亡くなると、彼の娘イーファ(エヴァ)を妻にしていたペンブローク伯リチャード＝ドゥ＝クレアがレンスター王を継承した⁸⁰⁾。

この時点まで、ヘンリー2世にとって納得のいくことであったが、ウェールズ出身のペンブローク伯リチャード＝ドゥ＝クレアは、完全にイングランド王に対し‘臣従の礼’を行う家臣ではなく、また彼が次第にアイルランドで勢力を持ち始めたので、彼の行動に対し、ヘンリー2世は、危機感を抱き始めた。

この危機感とは、アイルランドに、イングランド国家と相対するアングロ＝ノルマン国家が成立すること、言い換えると、自分の家臣が、アイルランドで、独立した国家を持つことである⁸¹⁾。

この危機感と、アイルランド教会を統制し、アイルランドを法的に、カトリック教へと改宗させようとした1155年9月のハドリアヌスのラウダビリテ

79) ・Francis Xavier Martin, *A New History of Ireland*, Vol. 2, *ibid.*, pp. 68-69.

・David Hume, *The History of England*, Vol.1, *op. cit.*, pp. 342-343.

・C. F. Cusack, *The Illustrated History of Ireland: From Early Time 400AD-1800AD*, Reprinted of 1868, ed., The Mansfield Publishing Co., 1987, pp. 259-260.

・上記3点の研究史料のうち、日付に関しては、すべてマーティン氏(Francis Xavier Martin)の研究に従った。また、上記3点の研究史料のうち、軍事力の数に関しては、著者(=川瀬)が、最適だと考えた数値を選んだ。

80) Peter and Fiona Somerset Fry, *A History of Ireland*, Reprinted of 1988, ed., Routledge, 1997, p. 66.

81) ・George Burton Adams, *The Political History of England*, Vol.2, *op. cit.*, p. 298.

・Katharine Simms, *The Norman Invasion and the Gaelic Recovery*, in R. F. Foster, ed., *The Oxford Illustrated History of Ireland*, Reprinted of 1949, ed., Oxford University Press, 1989, p. 57.

ル (Adrian s Laudabiliter)⁸²⁾ とが合致し、ヘンリー 2 世を、アイルランド侵攻へと、駆り立てたのである。

ヘンリー 2 世が、このアイルランド侵攻へと踏み切るにあたっては、当然、カルタエ=パロヌムが、イングランド国内で、良く調査され、確固たる税収入が、バロンたちから徴収されていたことが分かる。

だが、アイルランド侵攻の直前に、緊急事態が起こった。

それは、ヘンリー 2 世の家臣 4 人が、カンタベリー大司教トマス=ベケットを、1170 年 12 月 29 日午後、カンタベリー大聖堂の北東翼廊で、殺害したことであった。

このカンタベリー大司教トマス=ベケットの殺害に対して、ヘンリー 2 世は、動揺したものの、そのトマス=ベケットに対する後悔の念が、ヨリー層、ローマ教皇アレクサンデル 3 世への約束履行へと高まり、アイルランド侵攻を、確実なものへとさせて行った。

そこで、ヘンリー 2 世は、十分な戦費を確保した上で、ナイト 200 人、軽装兵 1,000 人を引き連れ、大艦隊にて、1171 年 10 月 17 日 (1172 年 4 月 17 日まで滞在)、アイルランド南部のウォーターフォード (Waterford) に上陸した⁸³⁾。

ウォーターフォードを征圧したヘンリー 2 世は、この地からマンスターの司教座、コーマック王礼拝堂 (King Cormacs' Chapel) があるロック=オヴ=キャッセル (Rock of Cashel)⁸⁴⁾、さらにウォーターフォードからレンスターの司教座があるダブリン城に侵攻することにより、これらの地域を掌握した。

この侵攻において、ヘンリー 2 世軍は、ペンブローク伯リチャード=ドゥ=

82) Desmond McGuire, *History of Ireland*, Reprinted of 1987 ed., Brompton, 1990, p. 26.

83) Austin Lane Poole, *The Oxford History of England*, Vol.3, *op. cit.*, pp. 306-7.

84) ダブリンから直線で約 150 キロメートル離れたカウンティ=ティペラリー (County Tipperary) に、城砦ロック=オヴ=キャッセル (Rock of Cashel) がある。この中に、マンスター王であり司教でもあったコーマック王を記念して、1127~1134 年に建造されたコーマック王礼拝堂 (King Cormac's Chapel) がある。その後、1169 年に、コーマック王礼拝堂に接して、大聖堂が建立された。このコーマック王礼拝堂と、大聖堂が建立され以降に、城砦ロック=オヴ=キャッセルという言葉ができた。この城砦ロック=オヴ=キャッセルを制する者は、南部アイルランドを制することになるので、ヘンリー 2 世にとって、この地が、非常に重要な軍事地域であった。

2010年6月 川瀬 進：ヘンリー2世における軍事強化

クレア軍、およびアイルランド軍からの攻撃を、さほど受けなかった。

その結果、1171年11月、ヘンリー2世は、ダブリン城において、コナート王ローリー=オコナーと、北アルスター(North Ulster)の族長ジョン=ド=カーシー(John de Courcy)以外のすべてのアイルランド小国王から、降伏状を受け取り、実質的に武力で、アイルランドを征服した。

このことにより、ヘンリー2世は、ローマ教皇アレクサンデル3世から、ドミニヌス=ヒベルニ(Dominus Hiberniae: Lord of Ireland: アイルランド太守)の称号をいただき、アイルランドの土地を下封してもらい、法的に(カトリック教、およびイングランド側から見て)、アイルランドの最高の統治者になった⁸⁵⁾。

その後、1172年初期、ヘンリー2世は、アイルランドの司教たちを、ロック=オヴ=キャッセルのカテドラル(Cathedral)に集め、宗教会議を開催し、彼らに、服従を誓わせ、カトリック教の布教を承認させた⁸⁶⁾。

このことから、ヘンリー2世は、宗教的に見ても、ドミニヌス=ヒベルニとして、受け入れられるようになった。

ドミニヌス=ヒベルニになったヘンリー2世は、ローマ教皇を含めカトリック教全体から、トマス=ベケットの殺害の許しを得た。

ヘンリー2世が、このようなことを実現できたのは、当然、この時点まで、イングランド国内が、順調に秩序を回復し、軍事力が強化されていたという背景がある。

ヘンリー2世が、アイルランド太守として、最もアイルランド内で、実力を

85) Austin Lane Poole, *The Oxford History of England*, Vol.3, *op. cit.*, p. 309.

86) Co. Tipperary, *Rock of Cashel*, McDonald & Glennon Ltd., 2000, p. 7.

・なお、このカテドラルに接するところに、コーマック王礼拝堂がある。コーマック礼拝堂の北側の入り口のタンパル(Tympanum: 外側の下がり壁)に、ライオンを弓矢で射る、当時流行の円錐形のヘルメットをかぶったケンタウルスのレリーフ(彫刻)がある。Maris Therese Flanagan, *Irish and Anglo-Norman warfare in twelfth-century Ireland*, in Thomas Bartlett and Keith Jeffery, eds., *A military history of Ireland*, Cambridge University Press, 1996, p. 73, picture 3.5. このレリーフは、ノルマン人をライオンに見立てて、弓矢で射るケンタウルスをケルト人に、例えている絵である。この絵は、アイルランドの現地人ケルト人が、ノルマン人の侵略に対して、勇敢にも戦っている姿を、後世にまで残したいとする、ケルト人の願いがこもった絵である。

発揮し、尊敬されたのは、1172年4月17日までである。

というのは、この1172年4月17日に、ヘンリー2世がアイルランドを去ると、コナート王ローリー=オコナーや、北アルスターの族長ジョン=ド=カーシーが、反乱を起こし始めたからである⁸⁷⁾。

言い換えると、アイルランドの小国王や、族長たちは、ヘンリー2世を、形だけの、名目上のアイルランド太守として、認識していたのであって、最高権力者としてのアイルランド太守としては、認めていなかったのである⁸⁸⁾。

VI アサイズ=オヴ=アームズ (Assize of Arms : 武器保有条例)

ヘンリー2世は、イングランド王国のさらなる秩序回復のために、1176年1月にアサイズ=オヴ=ノーサンプトン (the Assize of Northampton : ノーサンプトン条例) を、発布した⁸⁹⁾。

この1176年1月のアサイズ=オヴ=ノーサンプトンは、1166年2月頃、王権回復を目指し、刑事訴訟手続きに対処したアサイズ=オヴ=クラレンドン (The Assize of Clarendon : クラレンドン条例) を、ヨリ強化した法律である⁹⁰⁾。

その強化した点として、刑事訴訟のリストの中に、貨幣偽造と放火 (forgery and arson) を加えたことである⁹¹⁾。

すなわち、このアサイズ=オヴ=ノーサンプトンは、刑事訴訟手続きに対し、どの訴訟ケースを、審理しなければならないかを決定する、陳述の陪審を、行うことであった⁹²⁾。

ヘンリー2世は、刑事訴訟手続きに対し、精力的に制度を設立していったが、民事訴訟手続きに対しても、同じように、1179年4月以降、制度を設立し

87) Cf. Katharine Simms, *The Oxford Illustrated History of Ireland, op. cit.*, pp. 58-59.

88) Charles Oman, *A History of England*, Revised Edition, Reprinted of 1902, ed., Books for Libraries Press, 1972, p. 108.

89) J. H. Round, "Review of Books", *The English Historical Review*, Vol. 3, 1888, p. 789.

90) George Burton Adams, *The Political History of England*, Vol.2, *op. cit.*, p. 321.

91) Austin Lane Poole, *The Oxford History of England*, Vol.3, *op. cit.*, p. 399.

92) Cf. David C. Douglas and George W. Greenaway, *English Historical Documents*, Vol.2, *ibid.*, p. 444.

ていった。

その民事訴訟手続きの制度は、1179年4月以降に発布されたグラント=アサイズ (Grand Assize) である⁹³⁾。

民事訴訟手続きに対処したグラント=アサイズは、ナイト4人が、ナイト身分の12人の陪審員を選び、その陪審員が、原告か被告かに対して、どちらが、当該土地を保有すべき権利を、ヨリ有しているかを、証言する手続きであった⁹⁴⁾。

そして、ヘンリー2世は、司法制度を、永続的に価値あるものとして、再組織し、さらに、イングランドを含めたアンジュー帝国のさらなる治安の回復、維持のため、1181年に、アサイズ=オヴ=アームズ (Assize of Arms : 武器保有条例) を、発布した。

この武器保有条例アサイズ=オヴ=アームズの条文は、下記の通りである⁹⁵⁾。

- 1 . 騎士領 (knight's fee) を保有しているすべての保有者は、胴体全体を覆う鎖帷子、頭部全体を覆うヘルメット、楯、槍を持っておくべきである。また、すべてのナイトは、自分の領地で騎士領を保有しているのと同じように、多くの胴体全体を覆う鎖帷子、頭部全体を覆うヘルメット、楯、槍を持っておくべきである。
- 2 . また、16マルクの金銀定期賃借料、あるいは地代を持っているすべての自由土地保有者は、胴体全体を覆う鎖帷子、頭部全体を覆うヘルメット、楯、槍を持っておくべきである。従って、10マルクの金銀定期賃借料や、地代を持っているすべての自由土地保有者は、アウベルゲル (aubergel : 短い鎖帷子) 鉄兜、槍を持っておくべきである。
- 3 . すべての自由市民、全自由民者たちは、鉄製の胴着、鉄兜、槍を、寄せ集めておくべきである。
- 4 . 彼らの内いずれの人も、聖ヒラリー=フェスタの前に、これらの武器を所

93) J. H. Round, "The Date of the Grand Assize", *The English Historical Review*, Vol. 31, 1916, p. 269.

94) Austin Lane Poole, *The Oxford History of England*, Vol.3, *op. cit.*, p. 411.

95) David C. Douglas and George W. Greenaway, *English Historical Documents*, Vol.2, *ibid.*, pp. 449-451.

有したり、支配者王ヘンリー、すなわちエムプレス=モードの息子に忠誠を誓ったり、自身の身分に応じたサービスにおいて、また支配者王や自身の王国に対する忠誠において、これらの武器を身につけることを、宣誓しておくべきである。また、これらの武器を、売ったり、質に入れたり、提供したりして、保持していない人が、誰もいないようにしておくべきである。また、支配者は、ある方法において、没収や贈与によって、あるいは抵当のように、ある他の方法において、彼らのうち誰も、拒否できないようにしておくべきである。

- 5 .もし、これらの武器を身につけている誰かが、亡くなったならば、彼の武器は、法定相続人に、保管されるようにしておくべきである。だが、もし法定相続人が、必要が生じた時、その武器を使用する年齢に達していなかったならば、武器を保管している後見人の下で、彼に持たせるようにしておくべきである。また、法定相続人が、武器を身につけられる年齢に達するまで、支配者王のサービスの下で、武器を使用できる人を、彼に見つけさせておくべきである。そして、その時、彼に、武器を持たせるようにしておくべきである。
- 6 .このアサイズによる規定よりも、ヨリ多くの武器を持っているすべての市民は、イングランドの支配者王のサービスのために、意識的に武器を保管している人に、武器を売ったり、武器を寄付したり、それ以外に武器を贈与したりするようにしておくべきである。また、市民のうち誰も、このアサイズによる規定よりも、ヨリ多くの武器を保持しないようにしておくべきである。
- 7 .条、鎖帷子、アウベルゲル状の鎖帷子を、家の中で保持し、外に出さないユダヤ人がいないようにしておくべきである。また、ユダヤ人に、王のサービスの後、まだ残っているそれらを売ったり、それらを寄付したり、それ以外にそれらを処分したりするようにしておくべきである。
- 8 .条、誰も、支配者王の命令以外に、武器を、イングランドの外に、持ち出させないようにしておくべきである。すなわち、誰も、意識的に武器を、イングランドの外に、持ち出そうとしている人に、武器を、売ってはいけな

ようにしておくべきである。

9. 条、裁判官は、法的ナイト、ハンドレッドや自治都市の自由民や法的に資格のある人、自分たちが適切だと思った分の人たちによって、信じられるべき宣誓を、しておくべきである。その人たちというのは、自分にとって、鎖帷子、アウベルゲル状の鎖帷子、槍、楯を、持つことができる額の定期賃借料を持っている人たちである。すなわち、言われたことに従って、1人ずつ、彼らは、定期借地権や地代で、16マルクの金銀有している、同様に10マルクの金銀を有しているハンドレッド、近隣、自治都市の中のすべての人の名前を告げるであろう。

そして、その後、裁判官は、宣誓やそれ以外のことを誓ったり、多額の定期賃借料、地代を持っていたりするすべての人に、定期賃借料や地代の額に応じて、保持すべき武器は何であるかを、名簿に載せておくようにしておくべきである。

また、その後、裁判官の出席や1団の裁判官のヒアリングにおいて、裁判官は、武器の保持に関するこのアサイズを、読み聞かせるようにしておくべきである。また、裁判官は、定期賃借料や地代の上記額に応じて、これらの武器を持たせる宣誓を、彼らにさせておくべきである。また、裁判官は、支配者王のサーヴィスに関して、支配者王、ヘンリーと王国に対する命令と忠誠で、上記アサイズに従い、武器を保持する宣誓を、彼らにさせておくべきである。

もし、実際、これらの武器を保持すべき人びとの誰かが、裁判官がそのカウンティに居るべき期間で、そのカウンティで、武器を持っていなかったならば、裁判官は、自分たちが来るまで、彼を、一定期間、他のカウンティに居るように指定しておくべきである。

また、もし彼が、裁判官が来るまで、彼らが通過したり、この土地を去ったりして、指定されたカウンティに居なかったならば、裁判官は、ミカエルの8日間の間、ウェストミンスターで、自分の命とすべての持ち物とを評価するように、宣誓させるため、彼を、拘束しておくべきである。

そして、裁判官は、聖ヒラリー=フェスタの前に、保持すべき武器を、所有する命令を、彼に、与えておくべきである。

10. 条、裁判官は、通過するすべてのカウンティで、言われたような武器を保持しない人びとに、支配者王が、彼らの人格を奪うが、決して彼らから土地や定期賃借権を、奪わないということを、アナウンスするべきである。
11. 条、定期賃借料において、16 マルク、あるいは 10 マルクの金銀を持っていない法的適格人や自由民に関して、宣誓できない者がいないようにしておくべきである。
12. 条、裁判官は、すべてのカウンティを通過して、命とすべての持ち物とを評価し、イングランドから出航する船舶を、意図的に売買する人、材木を輸出する人、その材木を、イングランドから輸出する原因をつくっている人がいないように、支配しておくべきである。

上述の武器保有条例アサイズ=オヴ=アームズは、次のように要約できる。

自由市民の家臣たちは、土地保有者が否かかわらず、それぞれ身分に応じて、武器を保有し、有事の際は、アングロサクソン時代のフィアードごとく、国民軍 (national militia) に加わり⁹⁶⁾、戦う用意があることを、命じた。

そして、その身分に応じてというのは、ナイト (knight) は、鎖帷子、ヘルメット、楯、槍の保有である。

自由土地保有者 (free layman : freeholder) は、短い鎖帷子 (アウベルゲル : aubergel)、鉄兜、槍の保有である。

自由市民 (burgess) は、鉄製の胴着、鉄兜、槍の保有である。

貧しい市民 (poorer classes) は、ナイフ、投げ矢の保有である。⁹⁷⁾

ヘンリー 2 世が、この武器保有条例アサイズ=オヴ=アームズを、スムーズにアサイズ、すなわち立法化できたのは、バロン回答書であるカルタエ=バロヌムが、イングランド中に浸透し、バロンからの忠誠を取り付けていたからで

96) Carl Stephenson, "The Aids of the English Boroughs", *The English Historical Review*, Vol. 34, 1919, p. 462.

97) Charles Oman, *A History of the Art of War in the Middle Ages*, Volume One: 378-1278 AD, Reprinted of 1924, ed., Greenhill Books, 1991, p. 360.

ある。

だが、カルタエ=バロヌム時でのバロンの忠誠は、やや形式的なものであったが、その忠誠が、本格的に信用できたのは、アサイズ=オヴ=アームズ時で、ナイトが、十分に武装できた時であった。

このことにより、ヘンリー2世は、イングランドの軍事力を、ヨリ強化させることができたのである。

結果的に見て、このアサイズ=オヴ=アームズが施行された1181年以降、数年間の間、イングランド王国を含め、アンジュー帝国を、ヘンリー2世は、平穩無事に治めることができた。

数年間といっても、1188年7月までであって、その約7年間は、アンジュー帝国の領土を巡り、家族内で=多少の内紛があったものの、ヘンリー2世が、失脚するほどの抗争ではなかった。

この1188年7月とは、イングランドを含め、アンジュー帝国の領土を巡る、ヘンリー2世 vs. 彼の3男リチャード (Richard : 後のリチャード1世, Richard , 1189-1199, the Lion Hearted) + 5男ジョン (John : 後のジョン王, John, 1199-1216, Lackland) + フランス王フィリップ2世 (Philippe , 1180-1223, Philippe Auguste) との抗争である⁹⁸⁾。

この抗争に心悩んだヘンリー2世は、病気になり、1189年7月6日、トゥール (Tours) のシノン城 (Chinon Castle) にて、他界した⁹⁹⁾。

VII おわりに

ヘンリー2世は、幼少時、アンジュー伯アンリ=プランタジネットであった時に、イングランドの連れられて来た時、非常に嫌な思いをしていた。

それは、当時、イングランド王であったプロアのステューヴン王に、敵とみなされ、追ひ回されたからである。

その時、アンジュー伯アンリ=プランタジネットの目に映ったのは、イング

98) Austin Lane Poole, *The Oxford History of England*, Vol.3, *op. cit.*, p. 342.

99) George Burton Adams, *The Political History of England*, Vol.2, *op. cit.*, p. 357.

ランドは、無秩序な王国で、自国フランス語とは違う言語の英語を使用していた王国であった。

その後、国王として、イングランドの地に立った時、ヘンリー2世は、まず初めに、この無秩序をなくし、経済が安定した封建的王国に、しなければならぬと考えた。

そのことを、実現させるために、ヘンリー2世は、行政、司法、立法を、改革することにした。

そのためには、当然、話し合いではなく、武力で、家臣のバロンたちを、押さえつけなければならない。

その武力とは、王国の軍事力のことである。

この王国の軍事力も、資金がなければ、不可能なことである。

況して、イングランド王国を含めて、アンジュー帝国を、維持、拡大させて行こうとする野望のためには、当然、経済が安定し、定期的に入ってくる税収入が、必要となってくる。

ヘンリー2世は、この野望のために、フィアードを国民軍として復活させたり、フランスでの戦いのため、スキューティジ、シールド=マネーを、創設させたり、イングランドの国内治安を維持させるために、刑事訴訟手続きアサイズ=オヴ=クラレンドンを、発布したり、安定的な税収入の確保のため、バロンに対しカルタエ=パロヌムを、実施した。

また、ヘンリー2世は、アンジュー帝国維持のため、アイルランド侵攻を、行ったり、ヨリよい国内安定のため、民事訴訟手続きグラント=アサイズを、発布したり、有事の際の軍事力強化のために、アサイズ=オヴ=アームズを、施行した。

ヘンリー2世が、行政、司法、立法を改革できたのは、イングランド国内の秩序が回復し、経済が安定し、厳格な税収入が確保できたからである。

その背後には、当然、この税収入から強化できた軍事力が考えられるのである。